

理想の瑞浪市にするための
市民の権利、責務の考え方、住民投票について



市民の定義

- 住民票のある人
- 住民票のある人 + 市内の事業所（法人）
- 市民は住民票のある人 + 学校会社（働いている人）
 - ・瑞浪市に住民票がある人
 - ・瑞浪市にある学校に通う人
 - ・瑞浪市内に勤務する人
- ・市内に住んでいる人
- ・事業所にて20年以上勤務している人（他市）
- 実際に住んでいる人 + 勤務地が瑞浪市の人

市民の権利

情報ほしい

ボランティア活動に必要な
個人情報がほしい
⇒市
必要な情報を
得る権利
⇒市

安全安心な暮らし

安心安全に暮らせる
環境の確立
安全に暮らすことができる
美しいまちに住む権利
ひとりひとりの生活が
尊重される権利

発言が尊重される



見る、知る、聞く
自由に意見を発言することができ、その意見が尊重される権利
まちづくり活動に自由に意見が言える
まちづくりの方針や計画づくりに意見を言うことができる
まちづくり活動に参画し主張できる

子ども

子どもがまちづくり活動に参加できる権利
子どもが健やかに育つことができる権利

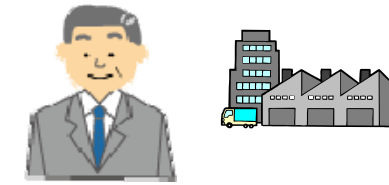


市民の責務
情報共有

- 有益な情報を共有する責務
- まちを美しくする責務
- 自分の意見、他人の意見を大切にすること
- 他の人の暮らしにふみ込まない
- ボランティア活動を通じて老人たちをいたわる
- 子どもを地域で育てる責務

事業者の役割・責務

- 事業者も計画・企画の段階から参加する権利
- 災害時に施設や知識を提供する
- 地域の子どもの見守る責務



住民投票必要？
どんな時に？

住民投票は必要ない！
それは住み良いまちだから
自分の生活に影響がある時

条件は？

- 30%で請求
- 50%で請求
- 18才以上で投票
- 18才以上投票
- 5年以上市に住んでいる外国人は投票できる